

令和元年度

第 2 回

区 長 会 資 料

(本 編)

と き 令和元年 11 月 29 日 (金)
午後 6 時 30 分～
と ころ 中央公民館 大集会室

目 次

1. 開 会
 2. あいさつ
 3. 主要事項の説明
 4. 質 疑
 5. 閉 会
-

目 次

総務課	・ ・ ・ ・ ・	P 1
税務課	・ ・ ・ ・ ・	P 2
企画課（地方創生室）	・ ・ ・ ・ ・	P 3 - 4
人権推進課	・ ・ ・ ・ ・	P 5
男女共同参画センター	・ ・ ・ ・ ・	P 6
町民課	・ ・ ・ ・ ・	P 7
福祉課（福祉事務所）	・ ・ ・ ・ ・	P 8
保健課（保健センター）	・ ・ ・ ・ ・	P 9
産業観光課	・ ・ ・ ・ ・	P 10
建設課	・ ・ ・ ・ ・	P 11
上下水道課	・ ・ ・ ・ ・	P 12
地籍調査課	・ ・ ・ ・ ・	P 13
教育委員会	・ ・ ・ ・ ・	P 14
議会事務局	・ ・ ・ ・ ・	P 15
農業委員会	・ ・ ・ ・ ・	P 16
八頭町社会福祉協議会	・ ・ ・ ・ ・	P 17

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147
防 災 室 TEL 76-0203
船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290
八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長さんの交替について

各種団体長等新役員名簿の提出について 資料編 P1～P3 参照

令和2年度の新役員名簿の提出をお願いします。

(区長(自治会長)さんが交替された時点で、新しい区長(自治会長)さんのお名前だけでも早めにお知らせをお願いします。)

2. 補助制度の令和2年度事業計画書について 資料編 P4 参照

集会所改修、消防施設整備、防犯灯設置補助、カーブミラー設置等の要望期限
令和2年1月15日(水)までをお願いします。

3. 防犯灯について

防犯灯(町管理)の不具合にお気づきの際は、防災室へお知らせ願います。

4. 消防水利の点検について

冬季期間中、除雪等消防水利の定期点検をお願いします。

5. 年末年始の窓口業務の取扱について

令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで閉庁です。

ただし、戸籍(出生届・死亡届・婚姻届等)の受付は随時行っています。

6. その他

地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。(H31.4.1)現在 33 団体

令和2年度の緊急時の連絡体制について 資料編 P 5 ～ P 6 参照

税 務 課

本 庁 税務課 TEL 76-0204

1. 令和元年分の確定申告相談について

- (1) 確定申告相談の期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)までです。
- (2) 町の申告会場は、郡家保健センター・船岡地区公民館・八東体育文化センターの3会場です。

期間中、税務署と連携を取りながら日曜日の申告相談を行います。

日程・集落名など詳細につきましては、広報やず2月号でお知らせしますが、日程表の対象集落表示は、混雑を防止するための参考です。どこの会場でも申告できます。

- (3) 鳥取税務署の申告会場は、鳥取市役所駅南庁舎となっております。

2. インターネットによる所得税の電子申告について

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxによる電子申告ができますので是非ご利用ください。

なお、八頭町ホームページにも申告関連の案内記事を載せておりますので、ご活用をお願いします。

3. 町税の納付について

○コンビニエンスストアでの納付について

町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいておりますが、平成29年度からコンビニエンスストアでも納付ができるようになりましたのでご利用をお願いします。

○口座振替の推進について

町税の納付には口座振替がご利用いただけます。納税は便利で確実な口座振替のご利用をお願いします。

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

地方創生室 TEL 76-0213

1. 八頭町総合計画(後期計画)・八頭町総合戦略について

八頭町総合計画・八頭町総合戦略を平成27年度から令和元年度までの5か年の計画を策定しています。現在計画の見直しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 公共交通機関の利用について

○大江線・私都線を含む町営バス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用をお願いします。

○若桜鉄道観光列車「八頭号」に続き、3月7日から「若桜号」の運行が開始されます。また、八東駅の行き違い施設が3月上旬のJRのダイヤ改正に合わせて運用開始されます。5往復増便され、利便性が向上しますので、ご利用をお願いします。

○若桜鉄道切符・町営バスの回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売していますのでご利用をお願いします。

○若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額を助成しますのでご利用をお願いします。

3. タクシー利用助成制度について

65歳以上及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で免許証をお持ちでない方等に対して、タクシーの利用助成を行っております。利用には事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証と印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【助成額】

八頭町内 タクシー運賃の2/3の額

(最低個人負担額 300円、 最高個人負担額 1,000円)

但し、5,000円を超える運賃につきましては、個人負担となります。

4. 放置危険家屋について

危険な家屋として判定された場合、撤去に対して助成制度を設けています。

【助成額】撤去費用の1/2で上限は60万円

5. 空き家バンク・住宅リフォーム助成制度について

○移住・定住対策として、I・J・Uターン促進事業を実施しています。集落での受け入れ、空き家バンク登録への協力をお願いします。

○リフォーム助成制度として住宅の新築・改修等に要する費用の一部を支援しています。

【助成対象】40歳以下の夫婦世帯で18歳以下の子供がいる世帯

【助 成 額】50万円以上の工事費用の1/3 (上限30万円)

6. 八頭町移住定住センターの設置

○八頭町移住定住センターを隼ラボの2Fに設置しています。空き家登録や移住定住など気軽にご相談ください。(TEL 76-7878 (FAX兼用))

○八東駅近くに移住定住を検討している方のための「おためし住宅」を整備しました。利用促進についてご協力をお願いします。

7. 農林業センサスの実施について

5年に一度の農林業センサスが令和2年2月に実施されます。ご協力をお願いします。

8. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町の全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスの提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継、地域の情報などを放映しており、月額基本料金は税抜700円となっています。

また、合併15年記念キャンペーンとして新築住宅を対象に、新規加入金(10,800円)と6か月間の基本料金の無料キャンペーンを実施していますので、加入促進にご協力をお願いします。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(TEL) 0120-968-138 [受付時間: 平日の9:30~17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(TEL) 0120-931-968 [受付時間: 平日の9:00~17:00]

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は別途必要となりますのでご注意ください。

9. コミュニティ助成事業

一般コミュニティ事業として、自治総合センターからの助成制度があります。集落公民館等の備品購入等の助成を希望される場合はご相談ください。

【助成額】100万円~250万円

10. 部落史編纂事業補助金について

各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成制度の拡充を行います。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご連絡ください。

【助成額】印刷製本費の1/2 50万円を上限

11. 消費者行政相談窓口の設置について

毎週木曜日に丹比地区公民館で、午前9時から午後4時まで開設しています。電話による相談も受け付けていますのでご利用をお願いします。

(TEL 84-1230)

また、弁護士による無料の消費生活相談(要予約)を2カ月に1回行っていますのでご利用をお願いします。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 第15回八頭町部落解放研究集会について

日 時 令和元年12月8日(日) 午前9時30分から12時00分

場 所 八頭町中央公民館

内 容 ○講演

演 題 : 「部落差別解消推進法」の意義と課題
～水平社創立100周年を目前にして～

講 師 : 部落解放同盟中央財務委員長・

大阪府連合会執行委員長 ^{あかいたかし} 赤井隆史さん

2. 八頭町人権問題学習会について

○既に終了した集落もあると思いますが、これから開催される集落につきましても、多くの方に出席していただけるようご配慮をお願いします。

3. 人権週間について

○12月4日から10日までは、人権週間です。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された12月10日、世界人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、全国各地でさまざまなイベントが開催されます。

本町では、4日に人権擁護委員による人権啓発活動のほか、人権啓発リボン着用運動、町報「人権のひろば」への掲載など、人権啓発事業を展開します。

4. 人権啓発センターの事業について

○人権啓発センターは、福祉の向上や人権啓発のため、周辺地域と一体となって活動を展開する住民交流の拠点施設です。講師を招いた体験教室のほか、人権に関わる相談事業も行っています。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センターについて

①学習及び啓発

- ・平成28年度に策定した、「第3次男女共同参画プラン」に基づき事業を実施しています。

各種講座を随時開催していますのでご参加をお願いします。

- ・各組織での研修会等において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- ・毎月広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っていますので、各種団体等で活用をお願いします。

②人材育成

- ・各種研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

- ・図書・DVDや絵本の貸出しを行っていますのでご活用をお願いします。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。
(偶数月の第1金曜日 13:30～16:30 予約制)
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。(受付は随時)

⑤団体の活動支援

- ・登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について

女性の声を村づくりに生かせるよう、集落における男女共同参画を推進しています。役員等へ積極的な女性の登用をお願いします。

また、男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、新役員報告書に男女の記載をお願いします。資料編P2参照

町 民 課

本 庁 町民課 TEL 76-0205

76-0211

1. 窓口業務時間延長について

毎週金曜日（金曜日が祝日の場合は、木曜日）、本庁の窓口業務を午後7時まで延長しています。取扱業務は、戸籍（除籍、改製原戸籍を除く。）、住民票、印鑑証明、税関係（税務課）の証明発行です。ご利用をお願いします。

2. 年始のごみ収集の休止について

収集カレンダーのとおり、各種ごみの収集については、年内は12月31日（火）の可燃物が最後で、来年1月1日（水）～1月5日（日）の間は休止させていただきます。1月6日（月）の可燃物が最初の収集となります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

3. 生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて 資料編 P8 参照

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

現在は54集落の皆さんに取り組んでいただいております。

取り組まれる場合には、集落説明会を開催させていただきますので、ご検討をお願いします。

4. 集落ごみステーション等整備補助金の期間延長について 資料編 P9 参照

集落ごみステーション等補助金につきましては、収集カゴの老朽化等もあり、毎年たくさんの集落にご利用いただいております。補助終了を令和4年度末としておりますので、早めにごみステーションの老朽点検・更新検討をいただきますようお願いいたします。

5. ライター、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池の回収ボックス設置について

各庁舎の玄関に、それぞれの回収ボックスを常設しています。乾電池については年3回の回収で少ないので各庁舎へおいでの折りにはご利用をお願いします。

6. マイナンバーカードの申請について 資料編 P10 参照

本格運用が始まっており、今後、様々な場所で提示を求められる機会が増えます。また、近い将来、健康保険証の機能が追加されることも決まっておりますので、ぜひ早めの申請・取得をお願いします。

福 祉 課 (福祉事務所)

生活支援係 TEL 72-3581 母子父子支援係 TEL 72-3583
障がい福祉係 TEL 72-3590 地域福祉係 TEL 72-3586

○地域福祉の推進について

地域福祉推進計画（第2期地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画）がスタートしました。最重点課題としております、概ね旧小学校区を単位とする地域の福祉組織（まちづくり委員会）の整備に向けて、現在、未設置の4地区（西郡家・国中・八東・丹比）で準備会・検討会・集落説明会を開催しています。

令和元年度は民生委員・児童委員の任期満了（11月30日）に伴い、3年に一度の一斉改選が行われます。退任される委員さんの担当地区の区長さんにおかれましては、後任者の推薦にご尽力いただき、ありがとうございました。今後とも民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をお願いします。

○障がい福祉について

平成28年4月『障害者差別解消法』が施行されました。

「障がいのある人もない人も共に暮らせる社会」をめざした取り組みが始まっています。

平成29年9月 鳥取県は『あいサポート条例』を制定しました。

「障がいを知り、共に生きる、地域共生社会」をめざして、障がい者に対する理解を促進し、障がい者の自立と社会参加を推進するために県民、事業者、行政が共に協力していくことを定めた条例です。

町では、障害者差別解消法の施行、あいサポート条例の制定を踏まえた「あいサポート運動」（あいサポーター研修等）の推進に取り組んでいきます。自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。



公民館や集会所のバリアフリー化工事を行う費用の一部を支援します。玄関の段差解消、トイレの洋式化などのご要望がありましたら、ご相談をお願いします。（着工後の申請はできません。）

○生活支援について

生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まずは、**福祉相談支援センター「ほっと」**（電話 71-0100）へご相談ください。

○母子父子支援について

町内に「**子ども食堂**」が2か所開設されています。学校と家庭以外の子どもの居場所づくりを目的にした事業（県・町の補助事業）です。お気軽にご利用をお願いします。**ボランティア（調理・学習支援）、食材の提供等大歓迎です。**希望される方は、下記へ直接ご連絡ください。

のぞみおやこ食堂 毎月第2・第4金曜日 17:30～19:00 パレアナの家

連絡先：母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

こども食堂・寺子屋みらいこおげ 毎週金曜日 18:00～20:00 郡家西地区公民館

連絡先：ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※利用は、どちらも子ども無料、大人200円です。

保 健 課（郡家保健センター内）

保 健 係（代） TEL 72-3566

介護保険係 TEL 72-3555

地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康診査について

健診は病気の早期発見・早期治療に役立つと同時に自分の身体の状態を知る良い機会となります。

集団検診は1月まで、医療機関検診（胃・大腸・肺・子宮・乳がん）は2月末まで受診できます。みなさまが各種検診を受けていただきますようお願いいたします。

2. 健康教室について

各集落の健康づくり推進委員さんには、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしています。取り組みのご協力をお願いします。

3. 地域包括支援センターについて

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようお手伝いをします。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談をお願いします。

認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を見守り支援していただくために、各集落に出向き「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

また、認知症予防ミニ講話とタッチパネル式コンピュータを用いた認知症の早期発見のための検診を行っています。

ご希望がありましたら、地域包括支援センターへ申込みをお願いします。

産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

FAX 76-0217

関西事務所 公用携帯:090-1688-0308

FAX : 06-6341-3972

1. クマの出没と注意喚起について

この時期、クマにとっては冬眠前でもありエサを求めて活発に行動しています。次のような対策を行っていただき、遭遇や被害にあわないよう十分に注意をお願いします。

- ① 夜間や早朝の外出は注意する。
- ② クマを引き寄せるエサ（生ゴミ等）は屋外に置かない。
- ③ 放置果樹（柿や栗など）の伐採や早めの収穫を行う。
- ④ 山などクマの生息地に行くときは、必ず音響物（ラジオ等）を携帯する。また、万が一のために撃退スプレーなどを携行する。

* 民家近くにサルの出没が多発していますので、十分に注意をお願いします。

* 本町では、鳥獣被害対策に向けて集落が一体となった地域づくりを推進しています。被害対策等について、ご不明な点があれば産業観光課へご連絡ください。

2. 森林経営管理制度集落説明会について

・今年4月より始まった森林経営管理制度について、制度内容の説明会を希望される集落を募集しています。

3. 令和2年「緑の募金」運動について

- (1) 期間(春期) 令和2年3月下旬～5月下旬(予定期間)

募金は一世帯あたり200円を目安とさせていただきます。

ご協力をお願いいたします。

- (2) 主な助成内容

集落や学校等を対象に、樹木・花木の苗、資材費等を助成します。

4. 公園施設の利用について

各施設の利用をお願いします。(各種イベントも開催されます。)

施設名	開 園	閉 園
姫路公園	4月25日～	12月 1日～
船岡竹林公園・やずミニSL博物館	3月 1日～	
八東ふるりの森	4月29日～	

* 2月22・23日(土・日)に、町観光協会主催の「かまくら祭」を姫路公園において開催する予定です。

5. 郡家駅コミュニティ施設（ぶらっとぴあ・やず）の利活用について

・多目的交流スペースの利活用をお願いします。(個人、団体、グループ等)

6. 関西事務所について

・関西八頭町会の会員紹介等、皆様からの情報提供をお願いします。

建設課

本 庁 建設課 TEL 76-0206

1. 町道の除雪について 資料編 P11 参照

① 町道各路線について、機械利用による除雪を行います。

各地域の出動基準、作業区分、除雪機械は次のとおりとします。

出動基準	全域	新雪除雪は積雪10cm(歩道20cm)程度を原則としますが、降雪が連続するおそれのある場合、又は気温が低く積雪が継続する場合等考慮して出動の有無を決定します。
作業区分	全域	除雪出動時間は午前5時とし、順次各路線の除雪を行います。 歩道除雪は、午前6時から行います。
作業機械	郡家地域	ドーザ11t(3台)・ドーザ5t(2台)・2tダンプ ロータリー・歩道除雪機3台(国道2台、町道1台)
	船岡地域	ドーザ8t・ドーザ3.6t・4tダンプ・2tダンプ 歩道除雪機(3台)
	八東地域	ドーザ9t・ドーザ8t・ドーザ3.6t(3台)・ロータリー車 歩道除雪機2台(国道)

② 作業中は除雪車には近づかないでください。また、路上駐車等がありますと除雪の障害となり作業が遅れ、他の路線に影響がでますのでご協力をお願いします。除雪の支障となる場合、除雪しないこともありますので、ご承知願います。

③ 除雪路線への竹などの倒木は、所有者の方で処分をお願いします。

2. 歩道用小型除雪機の購入について 資料編 P19 参照

歩道用小型除雪機械の購入、貸与を行っています。負担額は、事業費の概ね4分の1の額で、貸与後の維持管理は、各集落・自治会で行うこととなります。2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限として3分の1の補助を行います。

3. 土木事業原材料支給規程について 資料編 P18 参照

町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の補修等を行う事業について、1箇所(事業)当たり年間20万円を上限に原材料の支給を行っています。(私道や利用者を制限している道路等は対象外)

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973
FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ① 水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
降雪時のメーターボックス上の除雪をお願いします。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免申請書の提出をお願いします。
- ② 防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
(急激な水量変化への対応が必要な場合があります。)
- ③ 宅内配管の凍結による破裂防止をお願いします。
(保温材・タオル・布などで保護)
- ④ 道路などで漏水の疑いのある箇所を発見された場合には、お知らせ願います。

2. 下水道について

- ① 下水道の適正使用にご協力ください。
ア. 雑巾・下着・生理用品など流さないようにお願いします。
(マンホールポンプが止まる他、下水処理場の機器への影響により故障の原因になります。)
イ. 灯油や農薬容器の洗浄液を流さないようお願いします。
(汚水処理に必要な微生物が死に汚水の処理ができなくなり、放流水が汚れ河川が汚染されます。)
ウ. 台所の三角コーナーネット等の使用により野菜くず等を流さないようお願いします。
エ. 食用油は新聞紙等で拭取るなどし、流さないようにお願いします。
(固着により宅内配管の詰まりに繋がります。)
- ② 下水道への接続にご協力をお願いします。
- ③ 合併処理浄化槽の設置希望がありましたら相談をお願いします。
- ④ 高齢者福祉施設等の入所者を対象にした、下水道使用料減免制度があります。施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。

3. その他

- ① 漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など下水道関連工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
★八頭町指定の工事店名は120店舗あります。
八頭町ホームページ ⇒ 各課のお知らせ ⇒ 上下水道課
⇒ 給排水設備指定工事店名簿 をご覧ください。
または、上下水道課に問い合わせ願います。
- ② 世帯単位で転出、転入、転居されるときは連絡をお願いします。
- ③ 平成29年4月から使用料のコンビニ納付を取り扱っています。
また、便利で確実な口座振替を利用願います。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154
FAX 73-0290

1. 令和元年度の事業について

令和元年度に一筆地調査に着手した地区は、
上津黒の一部 0.81 ㎢、野町の一部 1.07 ㎢、落岩の一部 1.65 ㎢(郡家地域)、
水口の一部 1.60 ㎢、塩上の一部 0.59 ㎢(船岡地域)、
用呂の一部 0.79 ㎢(八東地域)で
全体調査面積は 6.51 ㎢です。現地立会調査は終了し、また、平成30年度に一筆地調査を完了した地区についての測量も終了しました。

2. 令和2年度の事業について

令和2年度の一筆地調査着手地区は、
野町の一部 2.14 ㎢(内 2.07 ㎢ リモートセンシング)、
落岩の一部 1.71 ㎢(外注委託)(郡家地域)、
大江の一部 6.50 ㎢(リモートセンシング)(船岡地域)、
横地の一部 2.31 ㎢(リモートセンシング)(八東地域)
全体調査面積は 12.66 ㎢を予定しており、前期6月中旬～7月中旬、後期9月上旬～10月中旬に調査を行う予定です。
また、令和元年度に一筆地調査を完了した地区について測量を行います。

3. 山林境界保全実施助成事業(境杭の支給)について

山林、原野(通称:山地)の地籍調査未実施区域について、後年の本調査時点において境界不明の発生を防ぐため、自主的に境界杭設置を実施される集落、団体等を対象として境界杭の現物支給を行っています。
本調査で境界杭として測量しますので、一定の書類整備をお願いしています。

4. 地籍調査に基づく土地情報データ交付

地籍調査完了地区の一筆図形などの土地情報データは、
税務課(郡家本庁舎・TEL 76-0204)、
船岡住民課(船岡庁舎・TEL 72-0044)、
八東住民課(八東庁舎・TEL 84-1222)で交付しています。

地籍調査の円滑な推進のため、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いします。
詳しくは、地籍調査課までお問合せ願います。

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201

1. 通学路の安全確保について

通学時の児童・生徒の安全を確保するため、防犯灯の球切れや見にくいカーブミラーなど危険箇所等に気付かれたら、早めに連絡や対応をお願いします。また、集落内の危険なブロック塀や防犯灯のない暗い道などの点検や環境改善、地域での自主パトロールなどの推進など、ご協力をお願いします。

2. 成人式について

日 時 令和2年1月3日(金) 午前10時から

会 場 八東体育文化センター

対象者 186人(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方)

3. 青少年健全育成について

各地域、集落で青少年を見守り育てる活動、「やずっ子の日」(毎月8のつく日)にあいさつ運動や生活リズム向上運動を実施していますので、ご協力をお願いします。また、多くの方の協力を得て、青色防犯パトロールを週2～3日実施しています。

4. 町立図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の3館を運営しています。

開館日…火曜日から日曜日 10時～18時まで(休館日…月曜・祝日・最終木曜日)

移動図書館車での巡回貸し出しサービスを実施しています。

5. 令和2年度の敬老会について

令和2年4月1日現在で満75歳以上の方を対象に4月中下旬に開催予定です。

6. 中央公民館及び地区公民館について

* 中央公民館

開館日 火曜日から日曜日 8時30分～17時15分まで(月曜、祝日休館日)

* 地区公民館

開館日……火、水、金曜日 8時30分～17時15分まで (3日間)

(大江地区公民館のみ、火、水、土曜日)

7. 花と緑の町づくり事業について

毎年、春と秋の2回、各集落及び事業所に花苗の斡旋を行います。

春 時期 6月上旬 予定

品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニア

秋 時期 11月上旬 予定

品種 パンジー、ビオラ

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 定例会と臨時会について

- ①定例会は年に4回（3、6、9、12月）開催します。
日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。
一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。
- ②臨時会は必要に応じて開催します。

2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

- ①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。
- ②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせ願います。
- ③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

3. 請願と陳情について

- ①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。
- ②請願については議員の紹介が必要です。
- ③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択されたものは町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5. 会議録の閲覧について

- ①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。
- ②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207

FAX 76-0217

1. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要です。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

2. 遊休農地の利用意向調査について

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。

今年も、7月中旬から10月末にかけて、農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行いました。

その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などをご記入いただくものです。ご協力をお願いします。

3. 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

平成28年度の制度改正により、農業委員の選出方法が、「公選制」から町長が任命する「任命制」に変更され、また、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

平成29年7月から新制度のもと、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんが活動しています。任期は、令和2年7月19日までとなっており、令和2年7月20日から新委員による「農業委員会」が発足します。各委員の公募につきまして、現在準備を進めているところです。

各委員の募集に関しまして、ご協力をお願いします。

4. その他

農地に関する相談がありましたら、お早めに農業委員会事務局にご連絡くださいようお願いします。

八頭町社会福祉協議会

電話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210

FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

1. 地域福祉活動事業について

町地域福祉推進計画に基づき、誰もが安心して生活できる地域共生社会を構築していくことを目指して事業実施しています。地区福祉推進組織「まちづくり委員会」の新規設立に向けた取り組みや、設置された10地区の「まちづくり委員会」の活動を支援し、地域福祉のさらなる推進を図ることを目的に事業支援を行っています。

地域とつながりを持ち、参加を促進するための居場所づくり、多様な活動主体との連携、見守りやネットワーク、実態把握、相談対応など、まちづくり委員会と連携して活動をしています。

2. 福祉推進員の推薦について

地域の福祉活動に参加し、近隣住民への日頃の声かけや民生児童委員やボランティア、まちづくり委員会、社協などと協力して福祉課題を発見し、連携をとっていただきます。

12月に文書でお願いさせていただきます。ボランティアや福祉活動などに関心ある方で、できるだけ2年間継続して活動ができる方の推薦をお願いします。

【任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日】

3. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

災害発生時の避難支援の仕組みを住民同士でつくる取組みに支援を行います。

(1) 災害時要支援者対策促進事業（※新規 50,000円以内）

住民が主体となって災害時に支援の必要な方の安全安心につながる活動を支援する事業です。

①住民組織が主体となって「支え愛マップ」の作成

②「支え愛マップ」の情報をもとに、支援対象者の特性に応じた個別避難訓練の実施

③災害時の避難支援にかかる研修会の実施など

(2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業（※(1)の事業終了が対象 100,000円以内）

「地域支え愛会議」で話し合い、課題解決に向けた新たな取り組みを行う住民組織を支援する事業です。

①「地域支え愛会議」の立上げ

②支え愛マップづくりで認識・共有された避難支援に係る課題解決に向けた取組

4. 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として「ほっと」を開設しています。相談をお受けして問題点を整理し、関係機関・専門機関と連携をとりながら、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

5. 募金関係

①歳末助け合い募金（事業実施目標として1世帯300円としています）

～みんなでささえあうあったかい地域づくり～

実施期間：令和元年12月1日～31日 令和元年 目標額 1,300,000円

歳末の障がい者交流事業や世代間交流会事業、一人暮らし（70歳以上）・高齢者世帯（75歳以上）、重度障がいがある方などへの歳末事業、県内災害時の積立事業に使用されます。（※募金につきましては、強制ではありませんので、集落、各家庭の状況により、ご協力をお願いします。）

6. 祭壇の貸出について

令和2年4月より、運搬・組立をまとめて、シルバー人材センターに委託します。

*運搬・組立代は、シルバー人材センターへお支払いになります。

*貸出は無料です。申請は、社会福祉協議会本所・各支所をお願いします。

◎ 区長様には、大変お世話になりますが、今後とも宜しくお願いします。

[illegible]